

建設業者等の皆様へ

契約の保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化について

1 保証証書の電子化（電子保証）とは

書面で提出いただいていた契約の保証及び前払金保証（中間前払金を含む。）に係る保証証書について、インターネットを介した方法により提出することが可能となります。（従来どおり紙による提出も引き続き可能です。）

2 適用日及び対象案件

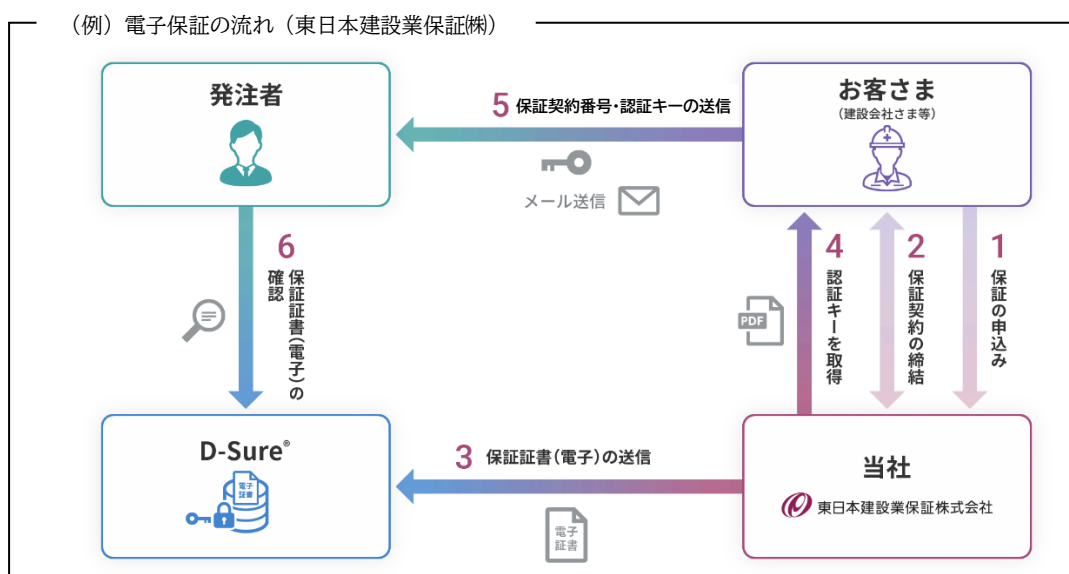
令和6年4月1日以後に請負契約を締結する案件から適用。
※住宅政策課または上下水道部総務課が発注する案件に限る。

3 電子証書の提出方法

各保証機関から発行された保証契約番号と認証キー（電子証書等をプラットフォーム上で閲覧するためのパスワード）を下記の通り電子メールで送信してください。

契約保証：契約担当課（住宅政策課または上下水道部総務課）
送信先メールアドレスは、次頁問い合わせ先をご確認ください。

前払金保証：工事担当課
送信先メールアドレスは、各工事担当課にお問い合わせください。



4 電子保証の利用方法

各保証事業会社（北海道建設業信用保証株式会社、東日本建設業保証株式会社及び西日本建設業保証株式会社）にお問い合わせください。

5 その他

金融機関の「保証書」や、保険会社の「公共工事履行保証証券」「履行保証保険証券」については、従来どおり紙（原本）での提出が必要です。また、契約保証金（現金）の納付の場合についても、従来どおり領収書（写し）の提出が必要です。

【問い合わせ先】

まちづくり政策部 管理住宅課 工事契約係 TEL：023-641-1212（内線462・463）
（住宅政策課）

メールアドレス：kensetsu@city.yamagata-yamagata.lg.jp

上下水道部 総務課 契約係 TEL：023-645-1177（内線224・226）

メールアドレス：jousesui-keiyaku@city.yamagata-yamagata.lg.jp